

議案第179号 川崎市休日急患診療所条例及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例を廃止する条例の制定について

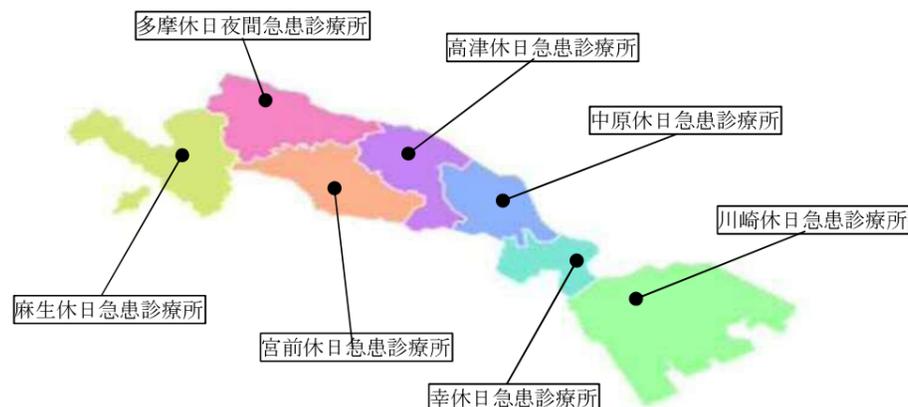
1 休日(夜間)急患診療所の概要

(1) 診療所の設置目的

休日及び夜間時においても、市民が安心して医療を受けられるよう、各区に休日(夜間)急患診療所を設置し、市民の初期救急医療を確保することを目的とする。

(2) 診療所の名称及び位置

名称	位置
川崎休日急患診療所	川崎区富士見1丁目1番1号
幸休日急患診療所	幸区戸手2丁目12番12号
中原休日急患診療所	中原区小杉町3丁目245番地
高津休日急患診療所	高津区溝口5丁目15番5号
宮前休日急患診療所	宮前区東有馬2丁目13番3号
多摩休日夜間急患診療所	多摩区登戸1775番地1
麻生休日急患診療所	麻生区万福寺1丁目5番3号



(3) 診療所の診療科目、診療日及び診療時間

ア 多摩休日夜間急患診療所を除く休日急患診療所

診療科目	診療日	診療時間
内科	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月30日から翌年の1月4日までの日	午前9時から午後5時まで (受付時間は午後4時まで)
小児科	同上	同上

※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の発生等により市長が特に必要と認める場合は、上記以外の日を新型インフルエンザ等感染症に関する診療を行う診療日とすることができ、又、臨時に診療時間を変更することができる。

イ 多摩休日夜間急患診療所

診療科目	診療日	診療時間
内科	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月30日から翌年の1月4日までの日	午前9時から午後5時まで (受付時間は午後4時まで) 午後7時から午後11時まで (受付時間は午後10時30分まで)
	上記以外の日	午後7時から午後11時まで (受付時間は午後10時30分まで)
小児科	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月30日から翌年の1月4日までの日	午前0時から午前6時まで (受付時間は午前5時30分まで) 午前9時から午後5時まで (受付時間は午後4時まで) 午後7時から午後12時まで
	上記以外の日	午前0時から午前6時まで (受付時間は午前5時30分まで) 午後7時から午後12時まで

2 休日(夜間)急患診療所事業移管の考え方

事業移管後も、現行サービス(診療所・診療日・診療時間等)は維持されますので、市民の皆様にはこれまでと同様に本診療所施設を御利用いただけます。その上で、今後、柔軟な運営手法の導入による市民サービスの向上や効率化を図ってまいります。

(1) 事業移管の理由

休日及び夜間時においても、市民が安心して医療を受けられる環境整備は行政として担うべき役割であることから、本市では各区に1か所、休日(夜間)急患診療所を設置し、市民に対する初期救急医療を提供しているところですが、公益社団法人川崎市医師会のノウハウを活かし、良質な医療サービスの提供や柔軟で効果的な診療体制への対応等を図るため、各診療所の運営主体を本市から同医師会へ変更いたします。

(2) 事業の移管先

所在地：川崎区宮前町8番3号

名称：公益社団法人川崎市医師会

代表者：会長 高橋 章

※ 同医師会は、昭和51年11月の幸休日急患診療所の開設から現在に至るまでの約40年間、市内各区の休日(夜間)急患診療所に診療医師を出勤させる等、本市の休日及び夜間時における初期救急医療の安定確保に貢献しています。

(3) 事業移管の概要

現行の診療所施設を継続使用し、平成29年4月1日から、本市が運営する場合と同等の機能を有する診療所を公益社団法人川崎市医師会が運営いたします。

ただし、中原休日急患診療所については、現在、同医師会が建設を進めている新医師会館(中原区小杉町3丁目)の竣工後、当該会館内へ移転いたします。

※移転先の新医師会館は、中原区役所近隣地です。

休日急患診療所事業移管後の運営及び役割について

事業移管後のイメージ図



診療所・診療日・診療時間等は
現行継続

柔軟な運営手法の導入による
市民サービスの向上・効率化

良質な医療サービスを安定的・
効果的に提供できる仕組の構築

〈医師会による安定的な運営の支援〉

- 不採算事業への適正な運営費補助
- 定期的な事業の検証

〈初期救急医療を提供するための環境整備〉

- 診療所施設・付帯設備の貸与
- 施設・付帯設備の老朽化対策

- ア 良質な医療サービスの提供
 - ・ 医師を中心とした明確な責任体制の確立
 - ・ 診療所スタッフの良質な医療サービスに対する意識の向上
 - ・ 救急需要に対応した診療科目の拡充
- イ 柔軟で効果的な診療体制への対応
 - ・ 一元的な運営体制による管理機能の強化及び意思決定の迅速化
 - ・ 患者状況に応じた柔軟かつ効率的な運営体制の構築
 - ・ 無理のない診療所スタッフの確保
- ウ 患者数の多い中原休日急患診療所への対応
 - ・ 施設の狭隘化の改善
 - ・ 待合環境の改善
 - ・ 市中央地区における良質な医療サービスの提供

〈H29年1月：運営協定締結予定〉

- 現行サービスの継続の保障
- 今後の市民サービスの向上に向けた協議継続
- 将来に亘る良質な医療サービスを安定的・効果的に提供するための、市による多様な支援
- 定期的な検証

◆ 医師会による継続的かつ安定的な運営を確保するため、必要な運営費補助を行う。
* 現行所要額と同程度の経費にて、柔軟な運営手法の導入により市民サービスの向上・効率化を図る

◆ 現行診療所建物や付帯設備については市から無償貸与
なお、備品等については無償譲渡

◆ 市有財産である診療所施設・設備の修繕等については、本市にて実施
ただし、軽易なものは市補助金を活用し、医師会にて実施

〈医師会による市民サービス向上の取組〉
「診療科目の拡充」などの具体的な内容については、協議継続

〈H29年6月：新医師会館内に新中原休日急患診療所の開設〉

- ◆ 市による支援
 - ・ 整備用地確保のための支援 ⇒ 中原区内の市有地の譲渡（H27）
 - ・ 診療所建設に係る整備費補助
 - ・ 診療所開設に係る備品等購入費補助

川崎市休日（夜間）急患診療所事業の移管に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

川崎市休日（夜間）急患診療所は、休日・夜間時における初期救急医療を担う医療機関として市内各区 1 箇所ずつ配置しており、軽症の急病患者を受け入れています。現行では市が運営主体となっておりますが、良質な医療サービスの提供、柔軟で効果的な診療体制への対応等を図ることを目的に、本診療所運営主体を公益社団法人川崎市医師会に変更し、現行の川崎市休日急患診療所条例等の関係条例・規則を廃止する予定であり、当該事業移管について市民その他関係者の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、5 通（意見総数 10 件）の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市休日（夜間）急患診療所事業の移管について
意見の募集	平成 28 年 9 月 26 日（月）から 平成 28 年 10 月 25 日（火）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
意見募集の周知方法	市ホームページ、各区役所（市政資料コーナー）、 情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階）、支所、出張所 市民館、図書館、各休日（夜間）急患診療所

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	5 通（10 件）
（内訳）	
電子メール	4 通（8 件）
郵送	0 通（0 件）
ファクシミリ	1 通（2 件）
持参	0 通（0 件）

4 御意見の内容と本市の対応

提出された御意見は、主に今後の川崎市休日（夜間）急患診療所事業の運営手法に関する質問や要望等であり、事業移管の効果等を説明・確認するものであったことから、当初の本市の考え方とおり、現行の川崎市休日急患診療所条例等の関係条例・規則を廃止し、公益社団法人川崎市医師会への事業移管を進めます。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、反映したもの
- B：御意見の趣旨が本市の考え方に沿った御意見であり、その取組みを推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：施策に関する要望や質問等であり、施策の内容を説明・確認するもの
- E：その他の御意見

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 事業移管後の川崎市休日（夜間）急患診療所の運営に関する御意見	0	4	0	5	0	9
(2) その他の御意見	0	0	1	0	0	1
合計	0	4	1	5	0	10

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 事業移管後の川崎市休日（夜間）急患診療所の運営に関する御意見

NO	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	遠隔診療やAIを活用した診療など、多様な医療の取組みをチャレンジできる場として川崎市休日（夜間）急患診療所を活用すべき。	本診療所は休日・夜間時における軽症な急病者を診療する施設であり、専門的な治療が必要な方については、専門医が配置された二次医療機関へ転送対応しています。こうした当診療所の特性を考慮すると、ITを活用した先端医療の取組みを当診療所にて優先的に導入する必要性は低いものと考えられますが、今後の医療環境の変化を常に注視し、良質な医療サービスを提供できるよう、本市としても当診療所の運営状況を継続的に検証していきます。	D
2	休日・夜間にのみ診療所として活用するだけでなく、地域包括ケアシステム推進のため、会議室の有効利用やイベント開催等、地域医療の充実に資する事業にも積極的に活用すべき。	会議室等の診療所付随施設については、診療所運営に関する研修や会議等で活用しておりますが、診療所の運営を妨げない範囲において、地域医療の充実等に貢献する本市の事業にも広く活用していく予定です。	B

3	川崎市休日（夜間）急患診療所の機能強化のため、市医師会が診療所運営主体を担うことは大変意義がある。	本診療所は、一般の診療所が診療を行っていない時間帯において市民に初期救急医療を提供する医療施設であることから、市民の安全・安心に直結する事業であり、本診療所の運営主体を市医師会に変更することで、柔軟な運営手法の導入による市民サービス向上や運営事務の効率化が見込まれることから、事業移管を進めるものです。	B
4	多様化する医療ニーズに対応するため、診療科目の拡充や、かかりつけ医等との連携を構築することで、川崎市休日（夜間）急患診療所が持つ「地域医療の拠点」としての機能をより一層高めてほしい。	多様化する市民の医療ニーズの状況を踏まえ、救急需要に対応した将来的な診療科目の拡充や、二次応需病院等の後方病院及びかかりつけ医等の関係医療機関と綿密に連携することで、「地域医療の拠点」として良質な医療サービスを提供できるよう、本市としても当診療所の運営に必要な支援を行うと共に、運営状況を継続的に検証していきます。	B
5	市医師会による運営となることで、市民にはどのようなメリットがあるのか？診療日や診療時間の拡充等をしてもらえると助かる。	市医師会による一元的な運営体制となることで、医師を中心とした明確な責任体制のもと、診療所従事者の一体感や業務改善意識が向上し、良質な医療サービスが一体的に提供されることや、患者の状況に応じて従事者の増員等に臨機応変に対応できるなど、柔軟で効果的な診療体制への対応が図られる等のメリットが見込まれます。 なお、当診療所の診療日や診療時間は事業移管後も現行どおり維持されますが、将来的な診療時間の拡充等については、医師の確保や医師の負担、運営経費等を勘案のうえ、市医師会と協議していく予定となっております。	D
6	現行の中原休日急患診療所について、新たな診療所として移転整備することは利用者としてありがたい。	現行の中原休日急患診療所については、他診療所と比較して患者数が多いことから、施設の狭隘等の課題がありましたが、現在、市医師会が建設を進めている新医師会館（中原区小杉町3丁目）内へ移転することにより、施設の狭隘が解消され、待合環境が改善する見込みです。	B

7	<p>医師団体が診療所を直接経営した方が効率的な運営ができると思うが、赤字経営により、診療所の廃止や受付時間の短縮化、診察料が高くなることはないのか？公共の診療所として、今後も市が責任をもって関わるべき。</p>	<p>本診療所の運営主体を市医師会に変更することで、柔軟な運営手法の導入による市民サービス向上や運営事務の効率化が見込まれることから、事業移管を進めるものです。</p> <p>なお、当診療所運営事業については、診療所廃止や時間短縮等の「現行サービスの低下」を招かないよう、市医師会と運営協定を締結のうえ移管することとし、本市としては、当診療所の運営に際しては、良質な医療サービスを継続的・安定的に提供できるよう、運営費補助をはじめ必要な支援を行ってまいります。</p>	D
8	<p>これまで何度か利用しているが、施設や設備が古いため、改善してもらいたい。</p>	<p>診療所施設は、移転後の中原休日急患診療所を除き、引き続き本市の財産となるため、大規模修繕等については、現行と同様、資産マネジメントカルテに基づき、長寿命化の観点から全庁的な優先順位のもとで実施してまいります。</p>	D
9	<p>以前受診した際、医師の対応が横柄だったことがある。医療専門の団体が運営するのだから、公共の診療所として不適切な対応がないようにしてもらいたい。</p>	<p>市医師会による運営となることにより、医師を中心とした明確な責任体制の確立や診療所スタッフの医療サービスに対する意識向上等により、より一層の良質な医療サービスの提供が期待されます。</p> <p>本市としても、当診療所が適正に運営されているかどうか、事業移管後も継続的に検証してまいります。</p>	D

(2) その他の御意見

NO	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>労働時間の多様化等に伴い、子育て世帯の休日・夜間における医療需要が高まっており、子育て世帯を応援するまちづくりへの貢献のためにも、小児の救急医療体制を充実させてほしい。</p>	<p>本診療所は、一般の診療所が診療を行っていない時間帯において市民に初期救急医療を提供する医療施設であることから、本診療所を継続的・安定的に運営していくことで、お子さんがいつでも安心して医療を受けられる体制が確保できるものと考えております。</p> <p>本市としては、市医師会あて当診療所の運営に必要な支援を継続的に実施すると共に、小児急病センターの運営を支援するなど、小児救急医療体制の確保に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。</p>	C

議案第192号参考資料

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	川崎市中原老人福祉センター
(2) 所在地	川崎市中原区井田3丁目16番2号
(3) 設置条例	川崎市老人福祉センター条例
(4) 設置目的	老人福祉法第20条の7の規定に基づき老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
(5) 施設の事業内容	① 老人福祉センター事業に関する業務 ② 利用の許可、利用証の発行に関する業務 ③ 利用者意見等の把握に関する業務 ④ セルフモニタリング、本市が行うモニタリング、評価に必要な書類の作成及び提出に関する業務 ⑤ 施設等の維持管理に関する業務 ⑥ センターの備品等器具の管理及びこれらの使用に関する業務 ⑦ 社会資源の活用等に関する業務 ⑧ 安全管理に関する業務 ⑨ 個人情報の保護に関する業務 ⑩ 運営の透明性、説明責任、苦情処理等に関する業務 ⑪ 本市及び本市から事業を委託された団体が実施する事業への協力、支援に関する業務 ⑫ 災害時の対応に関する業務 ⑬ その他に関する業務
(6) 現在の管理者	社会福祉法人 川崎市中原区社会福祉協議会
(7) 現在の管理運営費	58,336,618円(4年間の平均年額)

2 指定管理者となる団体の概要

名称	社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会
所在地	川崎市中原区今井上町1番34号
代表者名	会長 青木 英光
設立年月	平成8年4月1日
基本財産 又は資本の額	1億3,172万6,617円
職員数 又は従業員数	理事14名、監事3名、職員38名
設立目的	川崎市中原区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業概要 (27年度)	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興

	(8) 川崎市福祉パルなかはらの受託経営 (9) 川崎市老人いこいの家（7か所）の管理・経営 (10) 中原区あんしんセンター事業（日常生活自立支援事業） (11) 川崎市中原老人福祉センターの管理・経営 (12) その他この法人の目的達成のため必要な事業	
決 算 (27年度)	事業活動収入計(1)	138,332,192円
	事業活動支出計(2)	140,867,914円
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△2,535,722円
	施設整備等収入計(4)	0円
	施設整備等支出計(5)	0円
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0円
	その他の活動収入計(7)	0円
	その他の活動支出計(8)	0円
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0円
	予備費支出計(10)	0円
	当期資金収支差額(11)=(3)+(6)+(9)	△2,535,722円
	前期末支払資金残高(12)	61,252,616円
	当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	58,716,894円

3 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康・いきがいつくりの推進、健康相談や生活相談、地域交流の場を基本方針として、諸事業の実施を通じ、閉じこもり防止や寝たきりにならないための介護予防事業を含め、住み慣れた地域で健康に暮らすことができるよう、快適で良質な高齢者福祉サービスの提供を推進する。 ・他の福祉施設や関係機関・団体・行政機関等と連携を図り、地域福祉の向上に努める。
その他の事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流を主とした畑や花壇づくり等を利用者とともに計画的に開催したり、近隣住民も参加できる行事等を企画・開催する。また、利用者が持っている知識や技能等を生かした講座等を企画し、人材の発掘を図る。

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	合 計
収 入	59,488	59,577	59,667	59,157	59,249	297,136
指定管理料	59,488	59,577	59,667	59,157	59,249	297,136
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
支 出	59,488	59,577	59,667	59,157	59,249	297,136

別紙

川崎市中原老人福祉センターの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加：2団体

応募団体：1団体（社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会）

2 指定管理者選定評価委員会委員

坪 洋一（日本女子大学 人間社会学部准教授）

新井 努（新井公認会計士事務所）

小林 俊子（田園調布学園大学 人間福祉学部教授）

本所 靖博（明治大学 農学部専任講師）

村井 祐一（田園調布学園大学 人間福祉学部教授）

3 選定理由

選定された団体の提案は、仕様書に定めた標準的な条件を満たす提案がなされ、事業内容や収支計画も妥当であること、また、安定的な施設運営が見込まれるとともに、高齢者福祉に寄与する点でも期待を持てるものであり、次に掲げる事項を総合的に評価して、当該団体を選定した。

(1) 事業目的の達成とサービス向上への取組

当該事業の目的や仕様等を十分理解した上で、地域に根ざした施設としての地域交流に関する取組や、団塊世代の利用促進に資する取組などを評価した。

(2) 事業経営計画と管理経費縮減等の取組

事業計画と整合性が取れた経費見積となっているところなどを評価した。

(3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

事業を安定的に執行するための職員体制を提案しているところなどを評価した。

(4) 応募団体自身に関する項目

安定した財政基盤を有しているとともに、老人いこいの家や老人福祉センターを指定管理者として管理運営している実績があり、それらの運営実績を踏まえた提案となっているところなどを評価した。

(5) 応募団体の取組に関する事項

コンプライアンス、個人情報保護への認識が示されているとともに、現在実施している事業について情報公開が十分になされているところなどを評価した。

4 審査結果（※基準点600点以上）

選定基準	配点	指定管理 予定者
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	400点	232点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	300点	180点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	150点	76点
④応募団体自身に関する項目	100点	70点
⑤応募団体の取組に関する事項	50点	29点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		37.5点
合 計	1,000点	624.5点

5 提案額

297,136千円